

第2回菅島採石場検討協議会議事録（要約）

日時：平成24年5月22日（火）

午後2時～4時50分

場所：鶴田石材(株)菅島工場大会議室

出席委員：大野委員、松井委員、藤田委員、成田委員、櫻井委員、亀川委員、藤原委員
中村委員、木下委員、尾崎委員、奥村委員、堀口委員

欠席者：辻委員

事業者：鶴田石材株式会社（上村専務、臼井工場長、木本課長、張川課長）

鳥羽市：木下副市長

事務局：中村総務課長、世古口副参事、浅井係長

1. 菅島採石場現地視察

（大山地区の採掘、緑化状況について、鶴田石材の車両2台に分乗して視察）

2. 開会

（視察終了後大会議室において）

事務局： お揃いですのでただ今より、第2回菅島採石場検討協議会を開催させていただきます。
協議会の進行につきましては、大野会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願い
します。

3. 会長あいさつ

会長： 皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして有難うございます。

本日も皆様のご協力をいただいて、円滑に会議を進めたいと思っておりますのでよろしく
お願いします。

4. 議事

会長： 早速ですが、第2回菅島採石場検討協議会事項書に従いまして、（1）前回会議での質
問への回答ということで事務局よりお願いします。

事務局： 前回の会議での質問につきまして回答させていただきます。

先ず、最初に、昭和60年から平成14年まで行われました第1、第2、第3工区の契約
履行状況につきまして説明いたします。

第1工区につきましては採石期間が6ヶ月短縮されておりますが、第3工区についま
しては反対に採石期間が6ヶ月延長されております。その他契約につきましてはきちんと
履行されております。

続きまして、あと何年で採石が終了する見込なのかということではありますが、資料4を
ご覧ください。鶴田石材さんから提出いただいた資料によりますと、大山工区計画土石量
が8,189,960 m³。その内、平成23年度末までに6,329,000 m³を採取しており、残量とし

て 1,860,960 m³残っております。

これを、今までの平均採取量から計算しますと、あと 2.6 年掛かることとなります。そして、平成 23 年度の採取量を基に計算しますと、あと 3.5 年掛かることとなります。

また、東山地区につきましては、現時点では見通しが立たないという報告でありましたが、大山地区での平均採取量及び 23 年度の採取量により計算したものを報告いたします。

東山地区につきましては、3,945,880 m³が計画土石量であります。それを平均採取量で計算しますと 5.6 年。23 年度採取量で計算しますと 7.5 年掛かる予定であります。

そうしますと、大山と東山を合わせて平均採取量で見た場合あと 8.2 年。平成 31 年まで 6 年間の延長ということとなります。続きまして 23 年度の採取量から見ますとおよそ 11 年。平成 34 年まで 9 年間の延長になるのではないかとということであります。

続きまして、資料 5 をご覧ください。こちらが鶴田石材さんからの提出資料ですけれども、緑化に掛かった金額であります。覆土振分け、運搬、法面整形費用として 65,376,000 円。保育ポット費用として 15,579,300 円。法面種子吹付け費用として 32,688,000 円。種子収集、種子栽培費用として 14,000,000 円。これらの合計が 127,643,300 円となり、それに諸経費 12,764,330 円を加えた 140,407,630 円が平成 24 年 6 月までに掛かった緑化費用となっております。

緑化基金として 5 億円積んでいただいておりますので、あと基金として 3 億 6 千万円残っているという計算になると思います。

以上前回の質問への報告とさせていただきます。

会長 : 有難うございました。

前回の質問で、第 1 工区から第 3 工区までの契約は終了しているかということ、一応終了しているということでしょうか。

事務局 : はい。契約どおり履行されております。

会長 : その次に残土の質問に関して、資料 4 で大山工区について残が 1,860,960 m³、平均採取量で見ると 2.6 年、昨年の採取量で見ると 3.5 年。それから資料が無いんですが、東山工区も計算していただくと、平均採取量で 5.6 年、昨年の採取量で 7.5 年ということで、両方合わせますと 8.2 年から 11 年という期間になる。

次に資料 5 で、緑化費用についての報告をしていただきました。1 億 4 千万円程度の緑化費用を今まで使われたという資料を出していただいて、基金として 5 億円積んでいただいているので、基金として 3 億 6 千万円程度残っているということですが、基金については銀行残高を年に 1 度見せていただいているということでしたが、3 億 6 千万円近く残っているという何かあるのでしょうか。

事務局 : 基金残高としては 5 億円残っているんですが、その中から緑化するという事になっていきますので。一応、鶴田さんは採石事業の経費で賄っているということですので、実際はそれを差し引きますと 3 億 6 千万円程の残っていることになるのではないかとという報告をさせていただきました。

会長 : 基金の残高は 5 億円ですね。基金のところから使ったわけではないが、1 億 4 千万円使われているので 3 億 6 千万円程はあるのではないかと。

ということですが、今の回答に関しまして何かご質問等ございませんか。

委員：今の話を聞いていますと、基金というのは保証金ですか。基金というのはどういう性格があるのか疑問があるのだけれど。

会長：この基金の性質に関してはどうなにお答えいただけるのか。

副市長：鶴田さんに確認も含めてお尋ねしたいのですが、平成15年当時提言書の中で基金という言葉が使われました。ただ前回もご説明させていただきましたけど、市の方へその5億をお預かりして市が管理しているのではございません。鶴田さんに管理はさせていますけど、鶴田さんは株式会社ですからバランスシートであるとか損益計算書の中で基金整理してないということです。ですから5億円は担保でありますけど、例えば仮に鶴田さんが斜陽になってきたらその5億円は無くなってしまいます。そういう性格の基金管理的なものは市はしていません。

それからもう一点、この5億円については、緑化をするために使う場合は三者で協議というのが私記憶にあるんですが、鶴田さんの考えとしてはその5億円の中から毎年やってきて1億4千万円使いましたという解釈でよろしいんですか、専務。そこを説明していただけますか。

事業者：基金ということで口座を設けている。そして毎年3月末と4月末に残高証明を出している。そういうことで我々としては、そこから使うことは勿論出来ると思っているが、今はそれに手を付けずに緑化をしているということです。ですから、1億4千万円をそこから引き出すということは可能ですけどそれはしていない。他のところからお金を出してやっている。ですから、理屈上は3億6千万円あればいい訳です、約束によると。実際には5億円ございます。

ということで、必要なことは緑化を定められたやり方でやっていく。残高については現在5億円そのまま持っていますということです。

会長：あと5億、緑化に使ってもいい？

事業者：そういうことではない。緑化検討委員会で定められたやり方に従って我々はやっていくということです。具体的には今見ていただいた状況で、詳細についてはこれから説明させていただくことによってやっています。

ですから、5億あるから5億使ってもいいということではない。我々としては、定められたやり方で緑化は約束どおり、出来る範囲内ですけども、採掘が進んだ分は約束されたやり方でやっております。でも結果は今見ていただいたとおりです。

委員：この5億の基金という金額の設定は、全体を緑化するための契約に基づいて算出すると概ね5億ぐらい必要だということで5億という基金になったんですか。

事業者：そういう見積までやったことではないと思います。

委員：その5億というのはどういうことでその金額が決まったんですか。

事業者：以前の懇話会で5億くらいだろうということで決めたもので、積算をして決めたものではない。

委員：5億という金額が積算に基づいたものでないとしても、それを緑化を中心に当ててくれという費用という解釈でいいのか。

事業者： 前回もあったが、鶴田は大丈夫かということで、基金を積んでもらうほうが良いんじゃないかという意見があり、我々も分りましたということでやった訳で、積算をしてやったのではないと私は引継を受けています。

委員： 5億円を既に基金として積まれておりますね。その5億の基金には現時点で手を付けずに、別のところから1億4千万程緑化に当てている。これからも5億とは別の資金で引き続き緑化を進めていったとします。そして5億近いお金が掛かったとしますと、契約が終了したときには、こちらに基金として残っている5億とチャラにするという考え方で良いですか。

事業者： 我々としては、緑化が終われば約束を果たしたと。基金は無しになる。

緑化をするために、鶴田がつぶれる可能性があるということを懸念されたので、我々も苦しいながらも当時はOKした。

ここで一番大事なのは、定められた方法によって1億4千万を掛けて長年緑化をしてきたということです。

委員： 5億の基金についてですが、当時の市議会の委員会において高松市を例に取り、高松市の採石跡が採石公園という形になって、緑化と跡地利用に使えるお金が必要だということで、そこを基準に5億という金額を出したと思います。

けれども、緑化に全部使うのではなしに、跡地利用にまでそのお金を使えるようにしようと言うことになったので、高松市役所に行き使途について話を聞いてきました。

名目は緑化ということで置くんだけど、その後、跡地利用にまで使えるようにしたらどうかという話し合いを議会でした覚えがある。明確なところ何というんじゃないくて、何にでも使えるという基金は必要ということで5億円が出来たと思います。

委員： 確認ですが、要するに5億の基金は現在あります。1億4千万の緑化に使ったお金を基金からそれに当てても良かったが、それをせず別の資金で緑化してきた。

使おうと思えば5億の基金の中から使えたけれど、鶴田さんは、理由は分からないけれどそうはしなかったということですね。

会長： 有難うございました。

基金の性質という背景は良く分らないですが、基金として5億積み、別の資金1億4千万で緑化された。この積まれている基金の中から使うことは可能である。これで積まれている残りの部分で、緑化できるかとか跡地利用できるかとか問題はありますが、このような理解でよろしいかと思えます。

委員： 鶴田さんのお話を聞いておりますと、保証金というようなイメージでおられると思いますが如何ですか。

事業者： ある委員さんからも、鶴田にやらせて倒産したらどうするんだという意見もございました。そういう心配をされるんだったら、会社としても保証金の意味も含めて積みましよう。そういった経緯もございます。

委員： 立ち入って恐縮ですが、経営処理上はどういう科目で処理されていますか。

事業者： 定期預金です。

委員： 1億4千万円は、本体の経理の中に入っているんですね。

事業者： 勿論、バランスシート上の経費です。

委員： それはどういう風な処理を？

事業者： 鶴田石材の資産の中の預金勘定です。

委員： 5億円の預金は分ります。1億4千万円の支出はどこから出ているんですか。

事業者： それは費用として出しています。

委員： そうすると例えば、利潤があってどういう処理をされるんですか。損失として処理されているんですか。

事業者： 費用です。資産じゃないです。

委員： そちら辺のところはいいんですか。そういう話なんですか。それは、プロに任せなければいけないところなんですか。

基金として積まれた中から1億4千万使うというのは別枠で会計というのは分かるんですけど、鶴田さんの一般会計の中から費用として使われるということは税金の問題も出てきますよね。

委員： 基金という場合は、全部採り終わった後にこれからやっていくということで5億残してあればいいんですよ。

副市長： いや、委員の質問は違うんですよ。

委員： それは、経営上のやつを言っているだけなんですよ。経理的な。

副市長： 先ほど専務が説明したように、確か平成15年、16年で現金処理で資産で定期預金を持っている。それ以降、市の方へ毎年残高証明をいただいています。

それが、平成15年からの8年間、1億4千万については、毎年鶴田石材の損益計算中の費用で出している訳です。その費用が例えば、緑化事業費とか詳しくは研究していませんが、そういう名目を出している。ですから、入りと出の差で鶴田さんは計上益がある訳なんです。ですから委員言われましたように、税金の対策になってますけど、それは採石業者としての費用で経理されてますから経理上問題無い訳です。

委員： 今の段階では経理上問題ないでしょうが、5億は定期として預金している。それから1億4千万については事業の経費として出ているから問題は無いと思う。

ただ、5億の基金を取り崩して1億4千万の事業必要経費に基金から繰入れる段階でどうなんですか。経理上の問題は。

事業者： 経理上はまったく何の問題も無い。大事なのは、約束どおりのやり方でやっているか、やるべきことをやっているかということ。

委員： 委員言われるように、ここでそんな議論をすることではないと思いますが。

委員： 経理上の問題ですから、どうするかは我々が立ち入ることではないかと思いますが。

委員： 次何もせずに終わってから、緑化をしていくというときに5億あればいいという考えなんです。それが担保という言葉が一番近いんじゃないか。担保、基金というのには。

委員： おっしゃるとおりだと思う。そうであれば、あくまでも担保、あるいは保証金という意味合いであれば、市に預けるとか何らかの方法で、どこか鶴田さんの手元から離れたところで管理するのがいいのではないか。

現在は定期預金で置いておかれている。もし仮にですが、こんなこと言って申し訳な

いですが、鶴田さんが倒れられたら。今の状態なら真っ先に債権者に吸い上げられてしまう。そうすると基金が担保だなんてまったくナンセンスだと。

そういうことで、鶴田さんには大変申し訳ない失礼な言い方ですが、どこかに棚上げにしておく。

委員： 勿論その危険はあると思うけど、そこは鶴田さんと鳥羽市と町内会の三者会議で決めた訳ですよ。そこまで我々が決める場なのかということなら、私はならないと思います。

今後、委員皆がそう言うのであれば、市はそういう形をとってくださいということで終わっておいて次に行ったほうが良いと思います。

事業者： 事業を行なうに当たって、資産除去債務という考え方が今上場企業で出てきました。スーパーを開きました。閉鎖するときのために負債の認識を持って引当金を置きなさいということが上場企業でスタートしました。でもそれは、別途お金を積むということではないんです。

お金を別途積むということは、例えば、中電が原発施設撤去のために別途お金を積んでおくとか、ホテル事業者が廃業したときのために別途施設撤去費用を積んでおくなんていうことは、企業の経営からみるとそこまでは耐えられない。事業をしておられる方は、工場にしてもビルにしても全部同じ事が言える訳です。ホテルでも閉鎖して荒れているところがあるじゃないですか。

確かにそういう必要はあるんだけど、そこは三者で決めて、前日もそういう認識はしていたんだけども同じような扱いにしようとなったと思うんです。ですから、その辺は特に事業をやってられる方には分っていただきたいということです。

副市長： 平成15年当時に委員が言われたように、市と事業者と町内会は5億円の基金のあり方について議論したと思うんです。その時には鶴田さんは長い事業経過がありますから、紳士的に鶴田さんに一任している訳なんです。それは、市も町内会も事業者もOKしているんです。

ただ、うちの議会等の中で、言われるように市の方へ基金で繰り入れてという話もあったと聞いておりますけど、そこまで決断していない。市長もその当時提案していませんから、信頼関係の中で鶴田の事業計画の中でお任せしたというのが現状です。

委員： 分かりました。

会長： では、そういう認識でよろしいですか。他に前回の質問への回答というところで何か。

委員： 目減りしていてもいいんですかということに明確な答弁がほしい。鶴田さんは、定期預金は置いているけれども、本来なら今までの1億4千万の費用を差し引いた3億6千万強の定期預金があればいいんじゃないか。

経営的に運転資金以外のお金で企業に負担を掛けるのは、私達は長い付き合いの中でどうなのかということ行政に対しても言っていますけど。

委員： 私が先ほど確認したのは、5億円の基金は緑化を中心として使うことを三者で認めてスタートしている。今の議論から言うと保証金ではないですよ。

信用でもって長年の事業ですから、そのところは信用に基づいて、取りあえずは念

のために基金を積んでくださいということですよ。その5億円の基金は、緑化を進めていく上で緑化に使ってもらって良いですよと言う事ですよ。たまたまそれに手を付けずに別のお金で1億4千万、緑化を進めてきた。

だから、そここのところで誤解を生じるといけないので、もうその1億4千万をこの5億から使えばいいということは言える訳ですよ。

事業者： 我々としては、1億4千万は使わせてもらっても良いと考えています。

委員： それは地元としても認めているし、鳥羽市としてもその5億から使ってもいい訳ですよ。

副市長： いや、それは正式に三者で議論した経緯が無いんです。

委員： 無いんですか。

副市長： ざっと申し上げますと、今までの1億4千万は鶴田石材さんの自助努力でやっていたという考え方です。ですから、定期預金の5億円に手を付けるときには、三者で議論しましょうということです。

委員： 分かりました。最後まで別の資金で緑化を進めました。そして全部緑化が済みましたという時に、5億の基金に丸々手を付けずにあつたら、それはもう鶴田さんがそのまま所有してもいいと。

だから、あくまでもその事業がちゃんと完結されたら、その基金はそれでもう用が無い。ただども計画通りにいかなかった時にこの基金をどうすべきか、と言う議論は三者で話し合わなければいけないでしょうが、現時点で1億4千万をそこから使うということは合意ができてないから、今のところ別のところでやってきたということですね

ちょっとこの基金の取扱については、先々のことも含めて三者で詰める必要があるのではないですか。

副市長： ありますけど、この協議会でする必要は無いのではないかと。

会長： 5億円は緑化復元を担保するための資金の原資として置いておくということで、あと3億6千万使えるとかそういう話ではない。

では、(2)の業者からの現在までの緑化施工についての説明ということでお願いします。

事業者： (添付資料及び会議室内掲示資料に沿って緑化施工の説明)

会長： 大体みなさんお分かりでしょうか。

資料5にありますように、現在までのところ163,440㎡緑化施工が終わっている。

他に何かございますか。

副会長： 資料6の緑化計画の施工サイクルが示されていますが、具体的にどういう形でやられているのですか。

事業者： 1年間のサイクルでよろしいですか。年を通じて採掘を行っていき、出来次第客土を行なうということです。その中で種の採取は、9月から10月くらいに町内会の方をお願いして、地元種の種を採取します。その種を業者のほうに送って、次の春に植えるまで冷蔵庫保存しています。そして客土できたところに3月から4月にかけて、写真にあるように保育ブロックに冷蔵庫保存していた種子を入れて設置し、5月に種子、草の種

を混ぜたものを吹付ける。そうして春に新芽が出るようにする。

以上が年間のサイクルです。

副会長： それでですね、緑化施工をした後に色が変わって生えていないようなところがありますが、そういうところは？

事業者： 一応吹付けの時に、もう一度上から再施工を業者にさせるということになっています。

副会長： それは再施工をやって、今やった後の確認ということでやられている。

事業者： 大体次の年に出てこなくても、翌年出てきたりとかそういうことは良くあります。

委員： この斜面の 27 度はどうです。問題は無いですか。それは何故かと言うと、気象状況、局地的な大雨が降ってきたりすると、27 度の斜面が表土を載せたとしても雨が降ったら川のように流れていかないかと。23.5 度のときでも結構流れていたと思うんです。

事業者： 流れるということはありません。

委員： ということは、2 度手間 3 度手間ということをされているんですよね。

事業者： それはそうです。

委員： それはいちごっこという言葉がいいのかどうか分かりませんが。

事業者： そこまでは行かないと思いますが、どうしても雨が降れば多少は。

以前それで側溝をつけたらどうかという計画もあったんですけども。

委員： 違いましてね。27 度になっていますよね、大山は。27 度と言うとかなり急だと僕は思っているんです。本当なら 20 度以下ですべきではなかったのかと、最初から僕は思っていますから。緑化すべきという話が出た時から、本当に植物が育つどころか、下が岩盤なのにと僕の中ではそう思っていました。

ただそれが何度も大雨が降ってはそこら中が川のようになって、又直しては又種付けしてというのを何回かやられているのかなというくらい綺麗だったもので。

事業者： あれはですね、例えば一ヶ所集中させると崩れる恐れがありますから、多少小段には約 50 cm 位盛土しています。小段敷きのところには、肩口に 50 cm ほど上げています。1 極のところに水が逃げないように。でもやはりご覧になったように多少そういうところも出てきます。無いとはいえません。

委員： 角度がありすぎると、本来育つものも育たないとか、8 年間やってきて問題とか無かったですか。

事業者： 実は去年の 3 月に、保育ブロックの工法を指導していただいた元信州大学教授に来ていただき、市役所、町内会そして我々で現場検証をしました。結局斜面に 30 cm の覆土をしても岩盤に食い込んでやるのは難しいと。じゃあどうしたら良いかという先生は、ドリルで穴を開けるほうが良いと言われたんですが、実際問題として我々としては、確かに良いかもしれないが、斜面の緑化というのは今の斜度では岩の土を使ってやるわけですので、中々定着は難しいと私は思いました。

手法は確かに岩盤に穴を開けてそこに根が着くようにするというのですが、実際的ではない。それだけのコストを掛けてやるのはとてもじゃない。

委員： もう一点いいですか。今言われている深層崩壊。山が動いているという、鳥羽では行者山、船津の山がかなり毎年 1m~2m 動いていて道路の段差が 1m 位出来てくる場所が

あるんですけど、この山に関してはどうですか。

国土交通省が三重県の鳥羽市を警戒地域に指定しているんです。深層崩壊といって山の中が崩れていると。山の表面は良かっても中が崩れているので、今まで山津波や土石流とっていたものから深層崩壊という言葉に変わったと思うんですけど。そこら辺については大丈夫でしょうか。やっていてそのようなことが出てきたら、そこで考えなければならぬことが出てきますから。

事業者： 特徴として一枚岩である山じゃないです。ただその中で岩自体に細かいクラックが入ったりしていることはあります。

以前、鳥羽市と共同で調査しています。そしてそれにより角度が 27 度ということに決められています。

委員： 一つ質問なんですけど、信州大学の先生がみえたときに、ウバメガシとかコナラ、シイとかブナとかの種を植えることについて指導はされたんですか。

事業者： 委員会の提言の中で、地元で取れるもので行ないなさいと。

委員： それはその指導に従ってということですか。

事業者： はい、そうです。

委員： それはちょっと、僕らはあんまり解せない。

事業者： 私たちもそれに関して専門家ではないのですけれども、とにかく在来種を使いなさいという指導を受けてやっているんです。委員会の緑化の文書の中に入っているんです。

委員： 在来種の中でウバメガシとかコナラ、シイ、ブナなどを推挙されたという事実はあるんですね。

会長： 他に何か。

委員： 確認だけさせてください。ここに入る前現場を見せて頂いた時に、重機が稼動していたところのラインが 50m ラインということよろしいですか。

事業者： そうです。50m ラインから 40m ラインに下げるところともう一つ上の段が 50m から 60m のところが少しまだ残っている。

委員： あの岩場が計画からするとまだ 30m 下げるとのこと。

事業者： そうですね。一番下の段が 20m ですから。

委員： そうすると資料 4 にある平均採取量から見た採掘期間というのは 2.6 であり、昨年量から見ると 3.5 年掛かるということですね。

会長： 他にご質問はよろしいでしょうか。

委員： 緑化を施工したというのはこの一覧表で分かるんですけど、その後の種子について、例えばどれくらい芽が出ているとかその後の生育の状況というところまではまだやってない？

事業者： そんな悪いものも無いですし。年に 1 度、施工した業者が調べに来ています。

委員： そのデータは何も無いんですか。

事業者： そのデータは、最初の頃は頂いていたんですが最近は頂いていないので今回取り寄せてもいいですけど。

委員： 環境省の立場から言わせていただくと、平成 15 年の時に届出をしていただいたものに、

措置命令という文書を出していて、緑化をした後に例えば植物が衰退したりだとか裸地化した場合については補充緑化をなさい。最終的に植物が定着したと環境省が認めるまではちゃんとしなさいという文書を出しているんです。それはちゃんと把握していただきたいんですが。

事業者： 補植については、吹付けをやっています。その時に緑化を施工しなさいということは決められていたんですけど、その後成長がどうなるかと言う話までは行ってなかったと思います。

委員： 育ってないというのは見た目で見分かりますけど。

前回の緑化計画がどうだったのかと言うことも議論しなければいけないと思うんですけど。その時に、実際に見た目じゃなくてどうなっているのかと言う資料はあったほうが良いと思うんですけど。そこは取り寄せていただいて、又次回以降に用意していただきたいなと思います。

会長： お願いできますでしょうか。

委員： 調べてもらうのであれば、どこか標準地を5～6個設定していただいた上で、吹いたのが生えるのは当たり前なので、そこに吹いてなかった実が飛んできて生じたよとか、そういうのが重要なので。プロットを設定した上でしていただきたい。

会長： それは新たな調査ということですか。

委員： 基本的にさっき言われた所と一緒にいいので、同じことなんですけど。

会長： それは用意していただけますか。

委員： それは業者に言えば、例えば10m×10mでプロット設定して毎年そこで調査する。新しく吹いたところはまたそこで新しく設定して、調査地点がどんどん増えていくということなんですけど。

会長： それは今後していこうということですか。今までに調査結果があるということですか。

委員： 多分無いと思うので、そういうのが。そういうのを新たに委嘱してもらったほうがいかなと、基本なんですけど。

それからもう一点は、今後の緑化の話はまだ…

会長： ですからもう今後の話に入ってきていると思うんですが、ちょっと混じっていると思いますが、現在までの緑化工法の説明についてのご質問はよろしいでしょうか。

委員： 前回欠席して今日初めての参加なんですけど、先般、事務局のほうから議事録頂きまして2回ほど読ませていただきました。先ほどの基金の問題でも然りですけれども、我々はこの緑化復元計画及び採石地の跡地利用について市長に答申と言う形で臨んでいます。これは冒頭、自分の立場だけはそういう形で…。

協定書をよく読ませていただいた中で、例えば三者で、甲、乙、丙でこの緑化対策をする。第6条でしたか、毎年現地調査を実施するものとする。8年経過した中で、私も初めて見させてもらったんですけど、もう少し柔軟な、例えば工法の変更とか在来種に菅島の地山に拘っているのかそういうことを含めて、市も業者も含めて町内会と三者でこういう会議をしたことがあるのかどうなのか。これを見ますと、三者が共同で責任を負うというような立場に読めますので、その辺について市のほうからひとつその部分

については鶴田さんばかりでなく行政も…。

副市長： 15年当時は緑化ありきの協定を10年間まいています。それで今議論していただきたいのは、大山と東山の緑化の遅れをどうするのか。これが1点ですね。それから、前回は意見が出されておりましたけれど、緑化をベースにした地元の活性化、雇用を優先するのか、そこらへんも含めてしていただきたいのが市長の思いです。

市長は、提言を頂いたら市長は市長なりの判断をいたしますけれど、この協議会に至るまでは1年くらい掛けて三者でいろいろ議論をしています。非公式で、ですけど。それは地元の意見であるとか事業者の意見であるとか行政サイドの意見も言っていますが、それはあくまでも三者の意見でありますので、開かれたこういう協議会の場で色々各界、各層の意見を頂いて、提言を頂いて市長は判断する予定をしていますのでよろしくをお願いします。

委員： 先ほど副市長の意見の中で、市民から見た15年の議会の議決という重みは、やはり大変な反対が一部からある中で、過去、昭和の初年度から大きな鳥羽市の産業の一環として、リゾート法が制定された中には観光とのタイアップで、段々そういう声が大きくなってきたというのは現実だと思う。

それについて賛成、反対は置いておいて、今言われた緑化、市民としては緑化と言う部分について重い決断をして15年のアレがされていると思う。それについてもう少し柔軟な、成果が目に見えるような工法なり、在来種に拘るんじゃなくて緑に繋がる様なことが出来ないのかなという思い。そういう部分でもう少し緑が市民から見て、見れるような形の部分を選択できるような緩やかなものがあったりもしかるべきではないかと。

ということは逆に、菅島の島民の今後を踏まえて、鳥羽から見ていると緑化してきたということが和らぐと思うんです。当然市の財政のことも踏まえて考えると。結局はそこがネックになっている、緑化が進んでないという部分は。

会長： もう今のご意見も(3)に入っているんですかね。緑化工法についての説明というのはもう終わらせていただいて議論に入りたいと思います。

今も市のアレはという話があったんですが、先回の議事録でも本来は、緑化推進協議会は跡地利用研究会というのを創設すべきであるというのが本当は提言にあるんですがそれは無いんですよ。

市が責任を持って緑化推進協議会等を設置して、緑化期間や植栽する樹木等の決定など綿密な緑化計画書を作成し業者に確実に実施させ、という提言をされているはずなんです。

副市長： この協議会の場で、緑化のための委員会であるとか協議会の設置の必要を提言されれば市長は又考えます。

委員： この会議ではなく、その前の会議での提言がそうなっているという話なんです。その分はどうなっているかということがでていない。

副市長： 15年当時にはそういうことはやっていますが、市はそれ以降はやっていません。

会長： 確かに事業者さんの緑化に対するそれがうまく行っていないとして事業者さんの責任があるかもしれないんですが、市がこれをしていないというのもあるんですよ。

副市長： ただですね、うちの議会のほうが最低年に1~2回現場に来て緑化の監視をするということにはしてますけど。

委員： 先ほど言われたように、環境省さんと県さんの経過があって次の段階が議論できるような気がするんです。現状を今日見させてもらおうと、僕が先ほど言わせてもらった27度が余りにも斜面過ぎて育たないかなと。もっとフラットだったら育つかかなと、素人の考えですけど。23.5度から27度に上げた理由がちょっと分らないので。反対に本来だったらもうちょっと削っておくべきではなかったのかなと。ただ、提出してもらった中で育つか育たないか明確に出てこない次の段階の議論は出来ないのじゃないかと僕は思ってます。

会長： 今のご意見としては要するに今緑化が進んでいないのは斜面の角度が急すぎたからではないかという意見ですね。

委員： 最初に遅れのことを言っていましたけれど、遅れているということは緑化が出来ないんですよ。

会長： 採石が遅ればですね。

委員： 鶴田さんから出ているのが、大山が早くて2.6年、東山が5.6年、合わせて8年ぐらい、それを採っても良いという前提の議論をなされるんですか。

いつも町内会は、役所から26年で終わりだと何度も言われて来ている。それで何度も役所へ足を運んでいる訳です。

町内会とか鶴田さんにしたら25年で契約が終わるんです。来年が一番大事な年になるんです。だから遅れの部分は最低限採っても良いとか、町内会と事業者が望んでいるように、斜面への植栽は失敗だったということ認めて、緑化の工法を。稜線を削らずに深く切って行きたいというのが菅島の合意なんです。それをどういう風に反映してくれるのか。

それとやっぱり漁業が主な産業なので、風の影響と言うのは最小限に抑えたいというのはあるし、それで漁協さんにも納得してもらっているというのもあるんです。

その菅島が、町内会臨時総会で議決をもらって山を採って行きたいというのは。

委員： ここに示されている契約どおりの緑化をしようと思うと、その前に採石を計画通りにしなければ緑化にこぎつけられない。その為に2.6年とか或いは5.6年とか今までの実績の計算からするとそれくらいの時間が必要ですよと言うデータが出されただけで、あなたが言うように、そのことを認めるものか認めないのか、今から議論する議題であって、それを先に認めるとか、認めないとかということになると、何も議論する必要がなくなってしまうので、それはまさに一番、ここの検討する一番の心臓部ですわな。

だけど実際今のペースで行くと、契約どおりに行くのに何年掛かるのかというのを鶴田さんのほうで試算して出していただいた資料がこれですよ。それを私としても確認させてもらったのですが、そのことをそれじゃ緑化も含めてどうするのかという話をこれから本題に入っていくんだと思うんですよ。

委員： その、聞いておきたいのは、26年で終わることはもう無いということをして…。緑化していくのには、採って、その遅れが検討協議会なんですよ。

委員：ですからね、26年という期限で終わらすのであれば、それで終了とするならば緑化は未完成を認めるということですよ、逆に言うと。

じゃ、それは困る。緑化はあくまでも契約どおりに実施してもらわなければ困るんだということになると、26年という期限が、これは無理ですから物理的に、伸ばす必要も生じてくるということです。その辺も含めて協議をして、一定の方向で意見集約をしなければいけないという難しいものなんです。

もう一つ、緑化と言うのはどういうことを、実績でね、これが緑化したんだという判定基準をどう設けるかということがある。今見せていただきましたが、遠くから見るよりも現地に行ったら確かに芝のようなものが生えています。しかし、斜めに透かすと緑っぽく見えるけど真正面から見たら、ね…。

だからそういうことを、今の状態で今まで施工したからそれで十分だ、十分緑化出来ているという判定にするのか、そう判定できる部分もあるけれどそうでない部分もある。そうでない部分はもう少し補植する必要があるのかどうかも含めて、緑化とは何ぞやというものを最終的に…

委員：全く手を入れないという選択肢もあるわけです。だからああいう風に綺麗に法面を整備するのではなく、でこぼこを残して種がちょっとでもくつつくように工夫した上で放置しようという選択肢もあります。

その時はもう26年にそこまで止めておいてという選択肢も出てくるかもしれない。

委員：それは町内会としては絶対がない。

会長：それは分ります。おっしゃる意味は分りますが、そういう選択肢も有り得る。

委員：実際住んでいる人間としては、委員のおっしゃる意見は呑めないです。

委員：市に聞きたいんですけど、今日議論しているのは大山の件ですか。それとも全体ですか。

副市長：全体です。

委員：そしたら、区別がちゃんと出来ているんですか。

副市長：区別といわれますと。

委員：権利の。東山と大山は全然採っている量も違えばアレも違いますよね。緑化は片方はゼロだし、大山は今日見せてもらった分ですよ。大山で皆議論しているように僕は思ってしまうんですけど。東山まで入れるのなら、緑化の「りよ」もしていない訳ですから。

副市長：委員言われた権利関係になりますとかなり複雑ですので、ここの委員さんの中には専門家がない訳です。

例えば所有権と入会権の問題になりますと、昔、市と町内会のほうで調停まで行ったんですけど物別れでおりています。ここ(429の67)が鳥羽市の所有権です。所有者鳥羽市ですね。ただ429の1についても、承継登記が鳥羽市でされています。ただ町内会は、それを認めていません。ですから、429の1については、従来どおり町内会が鶴田さんと契約をしています。金は市へ入っておりません。ここ(429の67)の分しか入っておりません。

所有権、ここにある共有的入会権の話になりますと、4回や5回や10回では終わらないと思いますので、そこら辺は出来たらこっちへ置いていただいでですね、この会の目的である緑化復元であるとか、跡地利用であるとかそういうものをベースに議論していただければありがたいというのが私たち行政の考え方です。

委員： そうならば、全体を含めて議論するならば、東山の法面なんて今ゼロの段階ですよ。東山の黄色の部分、緑化はゼロなんですね。青色の部分だけが、緑化が今日見させてもらった部分なので。

全体を含めて議論するならば、東山なんて先程言われた様に最低でも、去年の採取量から見ると採取期間が8年くらいになるんですよ。掘りましたと、次それを出すのにこういう経済状況ですから売れるかどうかということも出てきますよね。その中で緑化を次また10年以内にしましょうとか、3年あと2年、26年3月31日までに緑化がどこまで進むんだという議論が出来るのかなって。

委員： それはしなくてははいけないでしょう。

委員： しなくてははいけないけど…。

会長： ですから、その案としてはそれこそ委員がおっしゃった様に、要するに掘らないという案だって有り得る訳ですから。ほっておくという案も有り得る訳だから。その案を選択するのであれば、それはそれこそ平成26年3月までは…。

委員： そこをちゃんと明確にしておかないと。今東山も緑化の対象になっているわけですよ。だけれど緑化どころかかんらん岩で隠れています。難しい問題だと思うんです。

委員： あの委員ね、今採石をやろうとする計画のところは、全て緑化を前提としているわけですよ。緑化をするということ。採石で山を採ることはね、必ず緑化をするということになっているじゃないですか。何年掛かるかは別ですよ。必ず緑化を下さい、しますということになっている訳。その工法も決まっている訳です。

今計画通り進めてきたことで、残念ながら市場が衰えているから計画通り採石が捌けない。したがって山が切れない。山が切れないから緑化が出来ない。ということで平成26年3月末には、この計画を完了することは無理なんですという話なんです。

この無理なのはどうするんだというのが、今の我々の検討課題なんですよ。無理だったらそれじゃ延長するのか、それとも無理でもやめる方法があるのか。先程委員が言われた様に、今の計画の勾配で法を切って客土をして、それから種子を含めていろんなものを吹付けて、それが、芽が出る出ない部分を含めて計画通り施工はしました。だからそれで緑化をしたと見るのか、いくら計画通り実施しても芽が生えなかったら、木が生えなかったら緑化にはならない訳ですから。そうすると何が問題なのかですよ。

そういうことなので、今の計画通りにやるのが良いのか悪いのか。委員のようにそういう風にしない方法もありますよと言うのも一つの案ですよ。

要するに、人工的に全て計画通りにやったら目的が達成されるのならそれはそれでいいと思うんです。しかし、思うように行っていない部分もあるから、それじゃどうするかということが議題、議論になる訳ですけども。

一つは、緑化というのは何をもって緑化出来た、出来なかった。やったけど思うよう

に芽が生えてこなかった。というのは誰がどういう形で判定するのか。

我々検討協議会ではなしに、緑化推進検討委員会か別の組織を作っているとしたら、専門家が入って、これなら緑化したと認めましょうという基準を経て判定するのかどうかまで行くのか。いや、自然のことなので生えたり生えなかったりしますよ、それでもやったのだからそれでよしとしましょうと。そういうことで認めるということになれば、それでもいいと思うんですよ。

ところが、自然のことでやってもやってもそういう風にならない。どんどん緑化するために金は使います。5億で足りなくて6億も7億も払った。それでも緑化したと認めてもらえないとなると、事業者としても持たないという話になると思うので、一つは緑化と言うのは、これで良いのだという基準もこの先でしなければいけないと私は思います。

委員：先程委員からあったんですけど、例えば計画通り進まなかったと。しかしこのまま期日で切ると終わってしまうよと。もう東山は手付かずで終わってしまう。これを市民が望むのかどうか。こういう議論を皆でしながら、それを緑化の前提案と。あくまでも緑化が、15年の1月の議決については、緑化が前提でこれをやるんだという部分の議決であれば当然それに合わせた工法というので。

だから市民が何を望んでいるのか。例えば観光業者がホテル業者が反対するのは何なのか。やっぱり、ああいう自然公園の中で山が、緑が無いと。こういう部分についてそれだったら反対だと。それだったらそれを復元するためには、緑化を最優先しなければならないのかなと。いわゆるそういう意見をまとめて出すのがこの会議の場だと思う。

委員：おっしゃるとおりだと思います。ただ、2回目なんですよね。現在で2回目です。私はこの件に関しましては、第1回目のときから分からないことが多すぎるということで質問させていただきました。だから今回についても、議題のその他の項で質問させていただく予定でいます。

ということで、おっしゃるとおりだと思いますが早すぎる。もう少し回を重ねてから

会長：いや、方向性があるって、市民が何を望んでいるかという方向でまとめたらどうかということですよ。

先程おっしゃった様に、本来採石をするに当たっては、緑化をするということが前提なので。何を持って緑化完成かというのは、環境省は厳しい基準があると思うんですが。

委員：例えば聞きたいのは、尾鷲に行っても 行っても石切っていますよね。そこが熊野吉野国立公園内に入るのかどうかは我々分かりませんが、例えば何が違うかといえば、観光地。年間500万人が来る観光地で200万人が宿泊する。向こうは通過はするけど無い。そこらの定義が、例えば我々素人が分からないところで。

ただ、鳥羽から見ると観光客がこう言う。だけど我々は観光客が言ってもこれがあから鳥羽へ観光客が来ないというものではないと思う。

ただ、我々も本当に貧しいときに、こういう主産業があつて雇用もあつたと。産業形態が変わってきて、大きい団体がものを言ってくるとそれに流されていくというのも時勢だと思うんですけど。

やっぱり、こういう地権の問題などを聞いてくると、家島なんかでも男鹿島なんかの状況は一体どうなのかと。ただあそこは観光地でないから言わないのかという風に我々は感じるんだな。今度又別件で家島のほうへ行くんですけど、ああいうところを見てくると非常にこう、鳥羽がそういうふうな産業が以前にあった。しかし観光がメインになって業者が増えた。が故に、この産業はだめだという風な、何かこう我々聞こえて、見えてくるんだが。何も、これを続けようが続けまいが賛成、反対というそういうあれではないんだけど。

ただ、そういう国立公園法の中で、かなりどこでも切っていますわね、山を。それで復元されているところ、そのまま放置されているところがあるんです。

委員：それは様々ですね。

委員：鳥羽でもありますからね。それしか無理なんです。法令でいくと。

会長：その中で、平成15年の協定で、菅島の全地域を緑化しましょうという話になっている訳です。それをどうするかという話なのですが、もっと緩く切ったらいいんじゃないかからほっておけばいいまで案は色々あると思うんですが、そのことについてご意見如何ですか。

今まで続いてきた産業を我々が云々というのではないと思いますが、でも緑化はしたほうがいいと思うんです。見え方の問題というのは確かにあると思うんです。よく見える方向を中心に、例えばお金を掛ける方法としても、よく見える方向を中心にということとは有り得るのではないかと。

委員：今、勾配の話が出ておりますけれども、この27度であるとか勾配の決定は専門家が入って決めたことなんでしょうね。

事業者：そうです。先程の在来種のこともそうです。

委員：27度とか30度という勾配はきつい勾配ではないと思うんですよ。

委員：ちょっといいですか。23.5度で最初切ってあったんです。

委員：23.5度というのは、もっとなるいでしょ。

委員：そうです、なるかったんです。そこを何遍も上った時に、これは急だと。これで本当に育つのかと。

委員：23.5度がきつい。

委員：きついです。23.5度といたら手を付いて上らなければ上がれないくらいきつい。

事務局：斜面ですが、単斜面は27度なんです。ただ、単斜面があつて小段があつてという風にして3段で線を引くと23.5度になるんです。これは多分、安全勾配、崩壊の恐れのない角度になるんです。それともう一つ、緑化のほうに関しては、環境省のほうから自然公園採石跡地の緑化復元対策指導指針案というのがありまして、その中で30度以下であれば高木も年が経てば復元可能となっている。

委員：言われる通りなんです。ただ、下が問題のかんらん岩だから、石だからということで我々はかなり議論をした覚えがあります。先程言われたように穴を開けてやった覚えもあります。そこに表土を入れて苗木を入れて。それでもやっぱり育たないという時があったんです。

委員：委員さん。勾配をななくする場合に、山の稜線へ向かってななくするのか、それとも法足を伸ばしてななくするのかどうかという考え方ですか。

委員：僕は知識も余りありませんでしたので、斜面を広く取ったら流れた場合止まるんじゃないかという簡単な考えから、そういう考えが一番いいんじゃないかと思っていました。

委員：勾配はきついよりなるといいです。いいんですけど、勾配をななくするということは、稜線の方をもっと削ってななくする方法とそうではなしに逆に法裾の方、下に向かってななくするとなると採石をする量が減る訳ですよ。当然でしょ。

逆に切ったものより土を盛っていかないと勾配はななくならない。それをやめて勾配全体をななくしようと思うと、もう1回山の上の方向かってななく切っていくということです。そうすると稜線またいで反対側の方まで切っていくと得ないということになる訳です。だから勾配を今の時点では簡単には変えられないと思います。

そうすると、勾配が適切な勾配なのかということは、専門家が崩落する恐れのない勾配設定したのは今の単斜面の27度であり30度であり、それから犬走りという小段を設けていますから、その小段を含めて直線に斜面をすると23.5度という勾配になった。

勾配はそれでいいとして、その勾配を契約どおり進めて緑化をした場合に、それがまさに緑化してよかったと思えるようになっていっているのかなっていないのか。その方法、工法が現地にあっていないのか。それとも最善の努力をしたけれども、土質を含めてああいう状態なのか、これはもう我々素人だから私は分かりませんが。

ひとつは今、委員言われたように、綺麗に法面が成形されていますが、成形されていることが良いのか、それともそうしない方が良いのか、或いは人工的に緑化をしないで自然の緑化復元することを待つのかどちらが良いのかこれは専門家でなければ分かりませんが。

いずれにしてもそれはある程度の時間が掛かることだと思うので、採石をいつまでに終了させるということと、緑化はいずれの方法にしろしてもらわないと環境破壊したままになりますから。そこをどう風な捕らえ方をしていくかということだと思うんです。

それから鶴田さんに一つお聞きしたいのですが、今緑化作業も自社で、直営でされているんですね。

事業者：そうです。町内会さんとかには頼みますけれど。

委員：これは今、緑化技術も随分民間企業でも研究されていると思いますが、そういう専門の企業に委ねるということは考えられないことなんでしょうか。それとも…

事業者：現在、保育ブロックで種を植えるほうは、うちのほうで施工しております。吹付けのほうは、緑化業者に依頼してやっております。

委員：客土の部分の土質も含めて、その辺の問題はあるのかないのか。

事業者：一応計画に沿ってやっているんで問題はないと思っています、計画通りということで。ただ、付くか付かないかはちょっとあれなんですけど…。

委員：環境省さんに。この頂戴した資料6、(5) その他の②環境省の調査、指導の項目に関

連します。平成14年、10年前の懇話会での提言の中にもこの項目出ているんですが、環境省のケーススタディーを実施すると同じことが載っておりますので、結果を関係方面に報告をなされたのか。

委員：それは当然しています。その報告書がこちらなんですけど。その結果については当然結果を渡していたはずですし、その内容を踏まえて緑化計画を作成しているはずですよ。

委員：判りました。それはどこに渡しているのですか。市役所？

委員：うちの事務所には有りますし。環境省がこの道路緑化保全協会に委託した調査になるので、報告書としては環境省に提出してもらっています。それをおそらく鳥羽市さんにも渡していると思いますし、当時の緑化検討会にも結果は行っている。

委員：判りました。

会長：環境省さんの資料とか、古い前の検討協議会の答申とか、僕はそんなにおかしいことは提言されていないと思っているのですが。

例えば、道路緑化保全協会って基本的には、道路の斜面を何で緑化するかと言うと、土がなくならないようにするために、普通は1年草を植えるんです。それでどうしても芽が出ない場合は、道路だったらコンクリートで固めてしまうんですね、斜面が削れないように。斜面緑化すると言うのは、基本的に侵食されないために、土がなくならないために早く緑化する訳です。

この緑化の施工報告書を見させていただいても、吹付けるのは外来種の種とかすぐに緑化してその後余り地元の植生に影響を与えないというもの。出来ればそこに飛んできた種とかで自生した植物が生えたらいいなということだと思う。

環境省さんの報告書を見ても、出来るだけそういう元々生えていた植生が帰化するのを促進するように、助けるように緑化していきましょうというようなことだった。

角度ですけど、例えばここの斜面に緑いっぱい生えていますよね。ここの斜面の角度とここの斜面の角度は違いますかといったら余り違わないですよ。だから、この角度で緑化がしないのかといったらするんです。でも、当然土が流れてしまえばそれは中々うまく育って来ないのは当たり前なので。

緑化の方針のところは、僕が思うにはそれ位で、如何に土が流れない様にするのかというのが一つなのかなというのと、こっこの斜面のほうがこの斜面より緑化が悪いのは余り日当たりが良すぎる。道路の緑化復元ですけど、北斜面と南斜面があると、南斜面の方が生えない。北斜面のほうが生える。南斜面の方がよく日が当たるからいいかと言うと、反対にすぐ水が切れてしまう。だからこの辺ちょっと陰になりそうなので、その辺の違いがあるのかなと僕は見て思っているんですが。

委員：先程の植物の植栽について、ウバメガシとか自生している元々の在来種にちょっと疑問を持たれたようなのでそれをお聞きしたい。

委員：それは専門家のほうがいいんじゃないですか。

委員：疑問というわけではないんですけど、ウバメガシとかだったら種から生やすのは結構難しいのでどうなのと思っただけで。

それからもう一つ言わせてもらおうとすれば、単価ですけど、資料の5ですかね。

ここで、法面敷きの面積の合計が出ていますけれど、445,000 m²。最初に言われた基金を丸々5億使ったとしてどうなのかと思ったときに、1,123円なんです、m²当たり。経費内訳では諸経費10%となっているので、考えていくと直工で1,000円位しか無いんです。

さっき現場でも見ていたんですけど、全面を全部するのが理想なんですけど、単価的に考えるとせめてm² 3,000円位は欲しいですかね。2,000円でも出来なくはない。色々考えていたんですけど、筋工みたいに全面じゃなくて1m幅でやって、2m空けてまた1m植える。確実な緑化をしてそこに生やして、後そのギャップのところに自然植生が入ってくることを期待するとか。そういうやり方にしないと無理なんじゃないかなとさっきからずっと考えていて。

あと、26年で終わるとか終わらないとか言う話も含めてなんですけど、今の形でもう一度全部やり直すとしたら、5億がもっと金掛けれる話にはなるのかなと。地元としてはまだ掘りたいというのがあるので、どっちなのかなということなんですけど。

実際問題として、m² 1,000円位あのガラガラを緑化するというのは無理ですね。

まあ、今日見てもらったら一緒なんですけど、例えばこの1億4千万掛けて163,000 m²やってもらってるけど、これで800円位です。m²当たり。それであの状態なので、こんな精度で付いたんじゃ絶対無理ですね。

今までせっかくやってきたんだから、アレはアレで良しにするかとしたとしても残りが280,000 m²位あって、それに5億全部突っ込んだとするとm²が大体1,600円位。今度は1mして1m空けて1mしてという風にするると3,200円位使えるのでかなりいけるのかなと、そういう感じです。

委員： 種子の選定というか、元々ウバメガシとかコナラとかこういったものを選定しているんですが、自生しているのですか。

委員： 自生していても後に出てくる植物ですよ、かなり。はじめに出てくる植物ではないんです。だから、後に出て来る植物をはじめに植えると出ないですよ。順序。

委員： それともう一つ、法面を綺麗にするんじゃなくて、でこぼこがあったほうが良い。

委員： それは先程言われていたように何も無いところよりも。

例えばこれは一つ提案なんですけど、緑地化にお金を掛けて、要するにちゃんと予算化してちゃんとする。鶴田さんを非難しているんじゃなくて、鳥羽市の問題としてやって。ちゃんと人員を、土木の方を雇って入れるとか。その時に先程言っていたように、特殊なもの、実験的な緑地化になるのであれば、そういうことをちゃんと申請して、色々な面の試しとして国の補助をもらうとか、そういうことをして緑地化を進めることが出来ないのかなと。

これは僕の案ですよ。案ですから聞き流してもらって良いんですけど、魚網とか今すごく問題になっています。例えばマグロを養殖している網なんかというのは、重さが一つ8トンですごく大きいんですね。そんな網は、古くなってくるとどうするかという切っ掛けで底に沈めるだけなんです。早晩これは環境問題として何か出てくる。それだったらそういうものを本当は再利用しなければならない。そういうときに、法面にそういっ

た網を張って、流入流出とか、種とかを受け止めるネットにするとかね。そういうことを考えて、新しいことを鳥羽の地でやりますよというようなことを三者で考えて、よそからお金を取ってきて何かやるとかですね、そういう方法がないのかと。そうでないとやっぱり損しますよね。町内会の人もそうだし、今までの収入を度外視して緑地化をやるというのは無理があるというのは良く分っています。けどそこを補償しながら緑地化をやらないと無理ですよ。

委員： 緑化のモデルケース…。

委員： 何かもう少し主張して、例えば先程委員がおっしゃられた日本国中にそういう荒れた土地があると。日本国中そのままほっておいたらいいんですかと言ったら、ほっておいたらいけない訳でしょ。そういう所にも応用が利くような工法とか緑地化の1つのモデルケースとして菅島を使いましょうと。そしたら、跡地利用のところまで行ける。

だから、環境省さんもそうだし農水省とかいろんな省庁が有りますけど、何かそういうところに向かって新たな方向性を見出すということが出来ないのかなと。

委員： いいですね。

委員： 取り留めも無い意見ですけど、何かそういう代替のものが無い限り、皆さん納得されないですよ。

先程おっしゃられた様に完全に難しいことですよ、ここを緑地化することは。だから逆に言ったら研究の余地もあるだろうし、皆さん一生懸命やるに値するようなテーマだろうしね。

それからもう一つついでに言いますと、跡地利用については、採石をしながら跡地利用を考えるとというのは非常に難しいと思うんですよ。だから、緑地化もそうですけど、例えば先回委員が答志島に太陽光パネルがどうのこうのと。僕もこの前の会議でわざわざ答志島を壊す必要は無いじゃないかと。けど県は、離島全体で考えるから菅島にも可能性がありますよと言います。言うけども、一方で採石やりながら太陽光パネルは置けませんわね。風車も置けません、羽が割れますから。

だからそういうことを考えると、やっぱりどうなんですかと。採りながらのメリットはどこにあるのかというのを考えないと。そりゃ採石したらメリットだけど、全ての何て言うか、良い悪いはあると思う。

だから僕はね、一番問題は、鳥羽市役所というか市長さんが判断できないんですよ、多分。何故かと言うと市民が判断できないから。

僕は色々聞きますけど、鳥羽市民の人で菅島の問題知っている人の方が少ないと思います。もっと言うと、菅島に来たことの無い人の方が多いんだと思います。

ですから僕は、今おっしゃられる様に在来種で何かやるというのがあれば、その期限まで鳥羽市さんと町内会さんが一緒になって、鳥羽の市民の人たちが菅島に通ってくるようなそういう取り組みをしたらどうですか。それは町内会さんが、観察会か何らかのツアーを組むことになると思いますが、菅島に来ていただいて弁当とお茶、そして一緒になって菅島回ったり、或いは緑地化について皆で植える運動をしたり、そういうことをやって鳥羽市民が肌で感じることをしないと、ここだけで全ては決まらないですよ。

だから、緑地化の方法というのは専門家でなければ分からないし、いろんなことがあって、国土交通省とかいろんなところ調べていただいて、その余地があるのか、お金がもらえる余地があるのかというのはやらなければいけないと思いますよ。もらい方としては、津波のこととか色々有るので、お金のもらい方は色々あると思います。補助の受け方はですね。

それプラス、市民の関心を如何に引くかということですね。この2点が僕は良い方向性じゃないかなと思います。すみません、結論めいたことを言いますけど。

僕は、菅島の採石場知ってますかって言って、鳥羽の市民の人が殆ど知らないというのが現実なので、中々市長さんも判断できないのはそういう要素もあるからなんじゃないかなと思います。

副市長： 中央官庁で、規制緩和が一番厳しいのは環境省なんです。ただ反対に、再利用とか緑地について一番関心があるのも環境省なんです。ですから言われましたように、モデル事業としてそれは可能です。その時に、鶴田さんが留保している5億を使いながらですね、国の金を引っ張り、県の金を引っ張りながら三者、4者で緑化していくのが私はベストだと思います。

それからツアーの問題ですけど、多分2万2千の市民の方で、いわゆる菅島のことを知っているのは、ごく僅かだと思います。例えば菅島町民7百人くらいおりますけど、こういう問題が浸透しているかという多分浸透していません。町内会の方見えますけどね。所有権であるとか入会権であるとか過去の経緯も含めて、それは無理な所があるんです。

ただここだけでは確かに決めにくいですけど、市長がご判断できるような提言を頂ければ、市長は行政のトップですから、責任者ですからそのような判断をしますので、その辺よろしく議論をお願いしたいと思います。

委員： だから、その基になることをね、行動も例としてね、市民を菅島に年間何人送り込めるかということ、観光客と合わせてですけど、そういうことがやっぱりちゃんと市のスタンスとして出すべきだと思いますよ。

それと5億円、このごろは委託事業というのは無いので、5億円とプラス支援事業として大きく膨らませるといのはそれは…。

副市長： 5億円でしたら、10億、20億の仕事多分できますから。

委員： 鶴田さんに提案ですけど、今緑化を色々やっておられますけど、緑化を専門としている業者を幾つかあげて、部分的にある程度最低の経費だけ出すということにして、「お宅はこの法面をお宅のノウハウでやってくれませんか」とコンペのような形でやっていただいて、乗って来てくれるかどうかは判りませんよ。やっていただいて、「うちならここはこういう風に緑化できますよ」というのを参考にするというのもひとつじゃないかと思いますが如何ですか。

事業者： 今、天龍工業というところをお願いをしています。保育ポットを作っているメーカーです。彼らは、道路の斜面だとかゴルフ場の緑化などいろんなことを行っているプロなんです。我々としては、彼らがプロであると。

これ、予算の問題があるんです、企業ですから。お金掛けてやればいろんなことが出来ると思います。そうは言っても、事業の中でやっていく訳ですから。先ずは、我々は委員会で決められたやり方でずっとやってきたし、当面はこれを評価して欲しい。

我々の認識としては、斜面に 30cm の覆土をしてやるやりかたは、本当に風も強いですし、上手く行ってないなという認識があります。ただ、それを我々の責任だと言われても困るんですね。我々は基本的には、委員会で決められた提案に従ってやっている訳ですから、それについて先ず、本当に良いかどうかということ。

我々としては、斜面の岩盤で植栽して、実際には難しいという認識があるんですけど。ドリルで開ければいいですよ。ただそれをですね、今まで提案いただいた緑化のやり方を評価していただきたい。我々は常識的にはやっぱり、平らなところに 1m、2m などの土を置いてやったほうが、まだ斜面の緑化よりも良いんじゃないかと思えますけど。

委員：平らなところというのは、小段の話ですか。

事業者：そうです。常識的にはですよ。斜面では実際上手く行ってないですから。

だから山寺先生に来ていただいたときに実は掘ったわけです。やっぱり 3~4 年経ったところが根が岩盤に食い込んでない訳です、実際。だからそれでやっぱり上手く行ってないんだなという風には思いました。ただ我々は、そういうやり方を提言を受けたからそれに従ってやっている訳ですから、それを評価していただければと思います。

実際問題は、最初のほうは結構良いんでしょうが、後のほうは根付いているかというところはどうも余り上手く行ってないかなと。ほっておけばどうなるか分かりませんけどね。

我々は、大学や研究機関ではありませんから。商売やりながらの話ですから、それは本当に私企業ですから、良くご理解をいただきたいと思えます。別途、どこかの金融機関がやっていただけるといふのなら良いですけどね。

委員：我々、何もこの 8 年間の成果を評価していないという意味じゃないんです。ただやっぱり、今言われたように市民は、現況や現場がどうなっているのかなんて全然分かりませんよね。鳥羽から島を見たときに、大方の意見は 15 年のときの結果だと思うんですよ。ですから我々は、三者でこういう協定を結んで如何に市民又は観光客に元通りに近いような形のものを復元しなさいよという提言を受けた中で、もう少し例えば柔軟な形で、何故在来種にこだわるのか。今、我々今回植栽のことは分かりませんが、緑が早く付くような方法を柔軟な形で、鶴田ばかりじゃなくて、行政と町内会と三者で。

やっぱりこの成果を如何に評価していくかという部分を重要視して欲しい。何もやってないとは言っていないんです。その点は、誤解の無い様に。

事業者：はい。それは良く分っています。

会長：多分、誰も鶴田さんがやってないということは言っていないと思うんですが。

委員：今、(3) ですか。

会長：(3) がテーマですから、まあこれは簡単に結論は出ないです。

今日の会議の時間もそろそろだと思うので。

ある程度問題意識と言うか、今の段階において良い提案をしていただきましたので、次

回の会議までに熟成していただいて、と言うことで(3)は継続議題ということで、(4)のその他に移ります。

委員：私、先程分からないことが多すぎると申しました。実はこの間、菅島を見てきました。余りにもひどい。それまでにも私の友人、知人からあれは一体何ですかと。あれは余りにもひどいというのが私の一市民としての意見です。

これから質問するのはそのことは置いておきまして、前回の質問の続きで、私の温度差、ギャップを多少たりとも埋めたいということ。

年間3千万のお金が鶴田さんの方からいつている。これは請負代金とか委託代金とかですか。

委員：採石代金です。

委員：これは鶴田さんとの売買契約ですか。請負代金ではない。

委員：10年で契約更新しているので、ある程度の総額は設定します。でも市況があるので、その時の経済情勢に応じて単年度でというやり方をしています。

今年度は3千万ですけど、3~4年前までは2千5百万位でした。

委員：これは、鶴田さんと菅島の町内会長さんとの契約。

委員：契約書は、町内会長と鶴田石材の代表取締役社長である鶴田欣也で契約書は結んでいます。

委員：有難うございます。地権者は、所有権者は鳥羽市ですね。

委員：所有権者は、法的に言えば副市長おっしゃった様に、名義が全部鳥羽市だから鳥羽市だと思いますよ。だけれどもそれは、名義を変更したときに合意の下じゃないということで、菅島町内会はずっと名義変更をしてくださいと申し入れをしている訳です。

それも議会で問題になって、委員言われたように市長からの答弁というので429の1の契約者は鶴田石材と菅島町なのでそれをずっと認めて。

権利は放棄していないんでしょうが、実際の権利者というのは菅島町内会だというのが私どもの認識です。

委員：こういうことが合併当初一斉に、合併当初は歴史的な問題が色々あると思いますから一定期間はいろんなことを勘案した上でやむを得ない事情があるとして認めても仕方なかったと思いますが、既にもう40年経っていますね。でありながら、何か言葉が続かないというのは100年、300年前の戦国時代、歯車が回ってないのではないかな。そんな感じがしました。如何ですか。

副市長：言われますように鳥羽市は、昭和29年11月1日に誕生しています。その時に1町8村が合併している訳です。それまでは各村で財産は所有していました。

ただ合併する期日までには、何回も議論を重ねながらやってきたんですけど、菅島の場合は菅島村が所有していた分、それから大字名義の分と色々ある訳なんです。

それは旧の8町も全部有りますけど、委員が言われたのは菅島村の名義について鳥羽市は53年に承継登記をした訳なんです。それはですね、私も原因がはっきり分らないんですけど、その当時の市議会で色々問題になりまして、旧の村名義の登記を何で変えていないのかと議論になりまして一気にやった訳です、鳥羽市の場合は。それは菅島

だけじゃありません。他の村もやっています。

ただ菅島さんの言い分は、鳥羽市に引き継ぐ財産があるんですけど、67については俗に言う嫁入り財産なんで納得しているんですけど、429の1については未だに納得していないんです。それは最終的には裁判しかないと思うんですけど、過去には裁判をしましたが両者調停で降りました。過去に難しい問題がありますから。

委員： 和解ですか。

副市長： 和解も何もしていません。流れただけです。結論は出ていません。それで未だに大字名義の財産が、鳥羽市が管理していますが登記上はございます。鳥羽市になっていません。それはまだ整理できていません。

それで今、百年の大計で鳥羽市は国土調査と言うのをやっています。これは土地の戸籍簿を作っている訳ですけど、この進捗率は全体面積の12%で15%行ってないんです。特に離島については国土調査全くしていません。こういう問題がありますからね。それからそういう問題はどこの町に行っても残っています。特に土地については中々解決が難しいですから。

あそこに簡単に線が引いてありますが、あの線は本当か嘘か分らないんです。法務局の図面がありますが、それは明治時代とか大正時代のものですから。その当時の役人がエイヤーで線引いていますから。そのために国調をやっているんですけど、これは中々まだ時間が掛かります。

それで鳥羽市の名義については鳥羽市が契約していますが、429の1については従来から地元の自治会が契約していますから、鳥羽市はそれをずっと承認しながら認めてきたというのが現状です。

委員： 公認ということですか。

副市長： はい。

委員： この先何回こういう会合があるかわかりませんが、少なくとも今までの経過、私もゼロからのスタートでした。データとか書類を見せてもらった限り、この問題は最大のネックになってくると思いますのでどこかでその辺を、裁判というような言葉は語弊が出てくるかもしれませんが、何かの結論をある時期出さないと永久に、それこそあの山がなくなるまで継続するものだと私は思うに至りました。

副市長： 言われますように、市の財産だけではなく町内会の財産もありますので、採石の継続と言うんですかね、過去8回やっているんです。前回の市議会の本会議でも市長が答弁していましたけれど、8回やっているんです。議員から質問されましたけれど。今回継続すると9回目になるんです。ですから言われるように9回、10回、20回続いていきます。

委員： 本当にナーバスな問題で、私たちもすっきりさせたいという思いはあるんです。だけど、黒木先生と言う入会問題の重要な先生が結論は出してくれているんです。

委員： 弁護士さんですか。

委員： いいえ、大学教授です。

事業者： 鳥羽市さんと町内会がお金を出し合って共同で、入会権、所有権問題についての調査

をお願いした経緯があったと思いましたが。方向は出て、それを遵守する方向だと思っております。

委員： だけど委員が疑問に思うのは当然だと思います。今まで名義人がお金をもらっていない訳でしょ。429の1で言えば、名義は鳥羽市です。そういうのがおかしいと考えているのでしょ。だから、登記とかというものにうといんですよ。

委員さんみたいにサラリーマンしているところと違って、未だに菅島は、2代前とか3代前の亡くなった人の土地と言うのが名義変更されずにいっぱいあるんです。そういうのを知った時に、これはあくまでも町内会の言い分なんですけど、全部周りが未登記だったので登記してしまったというのが連綿とした私たちが聞いてきたことで、ずっと役所に言って429の1は菅島町内会に戻せ。そして429の67については払い下げと言うのを申し込んでいます。

委員： この前の議事録でも拝見させてもらいましたけども、これを採る採らんと言う問題は、市が議会の問題だと思うんです。ここは緑化をどうするのかという問題にピンポイントに絞っていかないと、それだけ我々はちょっと越権行為しているのかなという思いです。

委員： 疑問なんです。私の疑問ですので、議論はこの先になると思います。

会長： ということで、大体お判りいただいたかと思しますので、よろしいですか。

この問題はそれこそスッキリしてないと思うんですけど。この問題を避けながら緑地の問題がちゃんとできるのかどうかということは確かにひとつあると思うんですが。

事業者： ちょっとよろしいですか。提案があるんですが、前回の議事録29ページに「法令、省令、条例を頭の中に入れてこのことの議論を進めなくてはいけないのではないかと思います。」とあります。それで私共の方と致しましては、菅島の採石に係わる諸法令を取りまとめてお渡しする意思はあります。具体的には採石法、森林法、自然公園法それから緑化の根拠、景観法などです。それをお出ししてそれぞれを三重県さんとか環境省さんがチェックしていただいてもいいし、それを皆さんにお配りする。

我々は、法令に従ってやっているつもりなんです。一般の感覚と若干違う所がある訳なんです。前回も話しましたが、伊勢志摩国立公園の中でああいう行為はいけないというのが一般的な感覚である訳なんです。ここは普通区域なんです。鳥羽市における普通区域の定義はどのようになっているのかとか。そういうことを知った上で我々としては議論をしていただきたい。

それから、採石権。会長さんからありましたけれど、採石権と言うものについてはどういうこと。申し訳ないですけど、若干20年と言う意味が我々と解釈が違うので、そういったものの採石権の意味だとかね。

そういったものを出来るだけレベルと言いましょか、皆さん採石とは関係のない所で生活しておられる訳だから、こういう議論になると、やっぱり法令の問題と言うのが基本にある訳なんです。お役所も法令にしたがって色々な行政をしてらっしゃる。

そういったものを先ずは知って欲しいと思いますので、我々としてはそういう資料をお出しする準備はあります。チェックはその場でして頂いてもいいし、時間がなければ後でしていただいても結構です。

会長　：　資料を出していただけるということですね。

事務局　：　次回開催についてよろしいですか。

会長　：　じゃあとりあえず今日の議題はこれまでということで、次回開催についてお願いします。

事務局　：　次回開催は、6月25日に文化会館3階の中会議室で行いたいと思います。時間は午後1時30分からを予定しておりますのでよろしくお願いします。

会長　：　一応、終わりの時間は？

事務局　：　4時終了でお願いします。

会長　：　以上を持ちまして第2回の会議を終了します。ありがとうございました。